

第12回水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議
(宮川プロジェクト会議) 概要

日時：平成20年9月30日(火) 10時～11時33分

場所：三重県議会議事堂6階 603会議室

出席委員：中村進一座長、青木謙順副座長、笹井健司委員、稲垣昭義委員、大野秀郎委員、
野田勇喜雄委員、西場信行委員、藤田正美委員、真弓俊郎委員、森本繁史委員、
今井智広委員

欠席委員：なし

傍聴者：4人

記者：1人

議会事務局：高沖秀宣次長、内藤一治企画法務課課長他

宮川プロジェクト会議報告書(案)について

中村座長：

前回の会議では、これまでの議論を踏まえ、正副座長で「宮川プロジェクト会議の報告書案」を作成することになったので、9月19日に各委員に資料1のとおり配付した。その後、正副座長案について、それぞれの会派で意見を集約し、締め切りの9月26日までに自民・無所属議員団、県政みらい、公明党から書面で提出いただいたので、お手元の資料2にまとめて配付した。

資料2の表の見方について、事務局から説明させる。

(事務局説明)

中村座長：

なお昨日、提出期限終了後に新政みえから正副座長案に対する意見書が提出されたので、その取り扱いについて、協議いただきたい。意見書を事務局から配付する。

(事務局から配布)

中村座長：

それでは、意見書の取り扱いについて、どうするか。

森本委員：

一緒に議論すればよいのではないか。

中村座長：

よろしいか。

(「はい」の声あり)

中村座長：

それでは、一緒に議論するということをお願いしたい。それぞれ会派で、提出いただいた中身について議論していきたい。

(自民・無所属議員団意見について説明)

西場委員：

宮川農業用水の供給について、今まで企業庁に渇水期に水が不足する場合に支援をしてもらってきた。継続してほしいという要望があったので、県からも継続していくように中部電力に強く要請していくという回答をもらっている。相手が民間企業になるので、念押しで明言して書いてもらいたいということから追記をお願いした。

中村座長：

強調されたということですね。同じ文のところで、新政みえの「とりわけ…」というのがあるが、この部分を説明してほしい。

(新政みえ意見について説明)

稲垣委員：

原案でも治水、利水、環境保全といった形で触れているが、プロジェクト会議でも治水のしっかりした対応をとるという意見が何度も出ていたし、特に流域住民の安全に深く関わる治水の機能ということで文言を入れてほしいということで加筆させてもらった。

中村座長：

それぞれ、会派からの説明があったが、どうか。

西場委員：

治水機能の確保について入れることは、よいと思う。

藤田委員：

念を押して入れることは、農業用水と治水ともよいと思う。

中村座長：

議論されてきた部分でもあるので、委員のみなさんはどうか。

青木副座長：

「農業用水供給に対する支援取組の継続や」のところであるが、最後にも「取組が、譲渡後も継続」ということで「継続」がダブルなので「農業用水供給に対する支援や」でどうか。

大野委員：

報告書の5頁のところ知事に求める対応についてはどういう扱いになるのか。この報告書以外に、これ（P6～P8）をつけて知事に求めるのか。加筆された部分と知事に求める対応のところ、その辺の整合性も検討する必要があるのではないか。

中村座長：

5頁に加筆するということである。会派から修正案をいただいて、加筆案も出てきているので、この中に提案も入ってくると思う。よろしいか。

（「いいんじゃないですか」の声あり）

中村座長：

1段落について各会派で議論いただいた文案を加筆することに決めさせてもらう。

事務局：

事務的な訂正は、座長の方でやっていただくということで、今の部分、強調されるのであれば、1段落目は、必要という認識の部分であるので、「～することが必要である。」というふうにしないと要望のようになってしまう。

中村座長：

正副座長で時間をいただき、今の部分は修正させていただくということで、2段落、3段落を議論してもらいたい。若干、中身がダブる部分があるかと思うが。

今井委員：

2段落で、これまで宮川プロジェクト会議に参加し、県の方も来てもらって、資料1の

6～7頁にある9つの項目について、協議したわけであるが、宮川プロジェクト会議、あるいは議会として県の考え方を尊重するのかもしれないのか、というのはしっかり示さないといけないと思った。流量回復が一番大きい問題として前回、提案が出て、項目2から項目9に関しても議会として尊重する方向で話し合われてきたと思うので、「議会として県の考え方を尊重するが、」という言葉が入った。議会の姿勢を示す意味でも入れた方がよいと考えた。

中村座長：

県の取組、考え方を出示してもらったということですね。併せて、「県政みらい」の説明をお願いしたい。

森本委員：

会派の総意見として、工業用水について議題とされたし、実質2日間であったが、かなり白熱した議論がなされたということで、それと中南勢の協議会の結果を待った上で、という審議もされたので、その重みというのは当然ここへ具体的に書く必要があるのではないかと考えた。中身とすれば工業用水についても、原案も自分たちの意見と同じだと思うが、2日間も熱心に議論した経過というものの重要性があったということで、別途、起こす必要があるのではないかと出た。5頁の「上記部局横断的な」というのは、私の会派の意見が入ったために、組織があやふやになって、上の「協議会」の組織と間違われる恐れがあるので、「上記部局横断的な」という表現を入れた。

中村座長：

2段落と3段落は絡んでいるということか。

森本委員：

そのとおり。

中村座長：

それぞれの会派からの意見が出されたので、協議いただきたい。

西場委員：

6～7頁を議会として尊重するという文言を入れるということであるが、すべてを県は中部電力に引き継いでいくという内容が多く、県として何をやっていくのかというところの対応が弱かったと思う。もう一度、県の考え方について話を聞いて再確認できればよいと思うが、これを出してきた時点がだいぶ古いので、具体的にどこをととは言えないが、そこをチェックしたうえで県の考え方に問題なければ、入れてもらってよいが、何でもかん

でも中部電力の方に引き継いでいくことでいいのかどうか、たいへん気になっている。

大野委員：

私も確認したかったが、2の（6頁）のところで県の考え方の「宮川ダムにおける事前放流について、覚書の内容を引き継いでいきます。」とあるが、宮川ダムの事前放流については、県土整備部が管理しているダムなので、覚書の内容を引き継ぐのはどこへ引き継ぐのか、中部電力へ引き継ぐのであれば、県管理のダムなので、その辺があいまいである。2の（6頁）であるが、早い段階で出されたので、「関係者と協議を行っていきます。」という表現であるが、この回答を出した時点から協議がどこまで進んだのか、というあたり明確に県の考え方を述べてほしい。

中村座長：

この資料自体は、この議論を随分長くやっており、早い段階でいただいた資料であるので、「県の考え方を尊重する」という表現が進行形の中で、こういう表現でよいのかどうかというのもあるので、違う表現があれば県に今ある課題を実行させていくというような表現に近いものが何かないか。様々な課題については、部局横断型の組織を生かしていくようなことを宮川プロジェクト会議として提言しているので、県の考え方を尊重していくということだが、これから先の部分の押さえというか、生かせるようなのがほしいと私も思っているが、どうか。

真弓委員：

あえて「県の考え方を尊重する」という文言を入れる必要はないと思う。今、出された意見にしても「県の考えを尊重する」という「県の考え方」とはどう変わってきているのかとか、全部検証しないと尊重するとならないし、もともと中電に売却するのめいかなものか、という観点から始まっているし、県の考え方は宮川の水を三浦にもっていくというシステムそのものについては、一切考えのうちにに入れてなかったという記憶もあるので、それも含んだ県の考え方を尊重するということはできないかなと思う。あえて入れなければ、そういう議論の中で「部局横断的に取り組んでいけよ」と提言の中では、さらなる流量回復というの、この委員会として出しているの、全部県の考え方に乗ったものじゃない方が逆にこの委員会の方向がはっきり見えると思う。

藤田委員：

県の考え方は、出してもらったが、そもそも部局横断的な組織が将来のトレンドというかこうあるべきだというスタートである。従来県の考え方は縦割りであったり、問題を抱えた状態の中で、譲渡の問題が起こった時に課題を吸収していく部局横断的な仕組みの中で県がしっかり責任をもって、流域の活性化や環境との共生や将来のトレンドが流域と

ともに変わってくると思うので、そちらにウエイトを置いてもらったらよいと思う。従来の県の考え方というものを尊重するのは文言に入れない方がよいのではないかと思う。もちろん尊重するところは尊重していかなければいけないが、時代も変わってくるし、部局横断のよいところをフルに活かしていくことをチェックしていく方が県議会にとっては大事であると思う。

今井委員：

水力発電事業の民間譲渡の諸課題解決に伴うプロジェクト会議に対して県は、こういう考え方で進めていきたいというを出してきた。9項目あって、それに対して長い時間かかったが、工業用水や環境のことも魚道のことも、県の考え方が、今後民間譲渡までのスパンが決まっている中で、考え方の方向性がよいのかどうか、民間譲渡の地域貢献に関する譲渡先との協議状況、今後の考え方がよいのか、このまま進めていくべきなのか、2の（6頁）はどうかというところは、議会として今後進めていってもらう中で、一端、何らかの意思を示さないといけないと思う。その上で、部局横断的な組織において実行されるよう努めることは、議会の意思がなかったら何を着実に実行するのかということすら、分からないというように思ってしまうので、せっかくここまで何回も会議をして、地域課題等、今後民間譲渡の中で大切な問題に関して議論したので、県が最終詰めていく方向性がどうなのかという部分をファジーにしておいたら、逆にずるずるいってしまうだけではないのかと思う。

大野委員：

地域貢献のところは、最後さっと走ったので、今日で会議を終わるのであれば、座長と副座長でこの中身について、その後の進展も含めて加筆してもらいたい。特に矛盾する点は、例えば7の宮川第一、第二発電所の濁水の調整は、「企業庁の取り組み内容を引き継ぎます。」というのと、2のとの県の考え方が矛盾する。ここに当然、緊急時、災害発生時を除きとか入ってこないとなつて2つが矛盾する。

中村座長：

この7番にということか。

大野委員：

7番と2番のとの考え方が矛盾するので、これがきちんと合うように調整も含め、今日で終わるのであれば、座長・副座長にお願いしたい。

野田委員：

確認するが、緊急放流の時は緊急のことで、7に関しては通常時の濁水に関して協定す

るというもので、ものが違うと認識している。

大野委員：

通常時の運用と緊急時の運用とは別にするとということをきちんと文章化しておかないといけない。

藤田委員：

緊急時の対応がまだ自覚されていないということである。

大野委員：

ここにきちんと入れるか、2の できちんと対応するとか。

野田委員：

要するに2番の と 7 番とは立場の違った文言になっているという認識なので、それを確認してもらえばよいのでは。

大野委員：

今は、協定した濁水の決めがあり、それ以上は放流できない。

野田委員：

正常流量はよい。緊急時には濁水を流すように協定書に書いてある。緊急時は何時だということである。

大野委員：

今、放流しているのか。

野田委員：

放流している。台風とか大雨など緊急時の時は放流してもよい。ただし、連絡して放流する。勝手に放流してはいけないが。

大野委員：

そうすると、このところはもう協議が済んでいるのか。

森本委員：

それは、大野委員の方が合っていると思う。というのは、24トン放流はできるが、24トンの濁水を今放流してもよいとはなっていない。そういう濁水の状況等を検討して

いる。大野委員の意見は、ともかく緊急時は人命にかかわるような状況なので、満杯で、濁度がどうであれ緊急時は放流しなさいという意見だと思ったが、それに対し企業庁は、濁水の汚濁度もあるので、そのあたりは何でもかんでも放流できるとはなっていないので、今後協議をしていくと私は記憶している。

事務局：

執行部から6月18日の第7回の会議で資料を提出している。今言われたように、今後の方針としては、緊急時の定義とか、運用ルールが定められていないことから、この協定のみで緊急時の運用を行うことは困難である。従って「台風または非常災害時等緊急時のやむを得ない場合」の定義、宮川ダム及び発電の運用ルール等を明確にする必要があり、今後これらの事項について関係者と協議を行い、濁水放流の実運用方法を定めていきたい、としている。

それが6ページの2の のところの協議だと思うので、まだまとまっていない、協議中ということ、緊急時に放流できるという方向で考えていくということである。

藤田委員：

検討しているということか。

中村座長：

きちんと出さなくてはならない。他はどうか。県の考え方が具体的ではないが、こういう方向でやりたいと挙がっているが。

野田委員：

私個人は、以前からも県の対応はこれでよいという判断で、公明党の出してきた文章でよいのではと思う。しかし、会派で議論している中で、いろいろな問題が出てきた時に「尊重する」と位置づけると困る部分も出るということもあったので、少し緩やかな表現にできないのか。そのあたりを調整してもらえばと思う。

もう少しよい言葉はないのかということ。「県の考え方を尊重する。」というところが。

(「われわれの提言に入れる必要があるのか。」「県に注文するのはこれ、尊重するのはこれと分けられればよいが。」という声あり。)

今井委員：

議会として、ある程度9項目に関して、いくつか県の考え方について、注文をつけることもあるかもしれないが、今後部局横断的な組織の中で進めていってもらい、確実に実行してもらい、その方向性を、こうやったらよいのではというものを、議会の意思のある程

度示せるものなら示した方がよいのではと思う。部局横断的組織のメンバーに県議会議員が入るのかどうか分からないが、ある程度こちらの意思、方向性を示すべきではないかと思う。

中村座長：

会議の進め方の中で、流量回復の部分が大きな課題ということで、そこから入り、かなり時間をかけて議論をした。工業用水についても大きな課題の一つということで議論した。個々の部分については、おおむね突っ込んだ議論に入らず、まとめて整理したという経緯があるため、工業用水、流量回復の部分については、一定のプロジェクトとしての流れとして、こういう表現が可能であると思う。個々の部分についてのつっこんだ一つ一つの議論が十分にされていないので、ひとくくりに「尊重」とすると、まだ、柔らかい部分とか、これからもっと注文したい部分が残っており、ひとくくりの「尊重」という表現がどうかというのがそれぞれ思いのある議員の声と思うので、若干その部分について議論し、いっそのこと取ってしまったらとか、前向きに強化する言葉にすればどうかなど、そんな感じが私自身はする。

今井委員：

「尊重するが」というのは公明党の意見である。思いはいろいろあると思う。流量回復と工業用水以外の問題に関しては、今後はどういった場で、個々の会派ごとにとか、委員会ごとに県に言っていく形になると思う。

中村座長：

常任委員会とかいろいろあるので、その場面はまたということか。当然、最初の2つも含め、どんどん議論はできていくとは思う。

野田委員：

今の件で会派の方で議論したことだが、政策部が実際理論立てして、これまで企業庁でやってきたという体制的な動きから、最終的に政策部から議会に言ってもらうように正副座長から言ってもらっていただき、また、宮川ダムの保全、管理は県土整備部の責任もあるので、関係する所管の委員会の方へ報告し、しっかり議論していただく、その辺でカバーできるのではというのが会派の考え方である。その辺をまとめていただければと思う。

藤田委員：

政策部ではいけないので、部局横断的な、いわゆる副知事ぐらいをキャップに責任を持って対応しなさいというのが最初の考え方であると思う。組織的には農水、環境も関係してくるので。縦割りでは、責任体制が明確ではないので、あるべきキャップを決めて受け

皿をという形が部局横断的なイメージであったと思う。

野田委員：

それは、それでよい。各委員会で合同するなりでよいと思うが、所管の方で部局横断的にやってもらうのはよいと思う。

稲垣委員：

文章を見て、ポイントは、後段と思う。部局横断的な組織をつくり、今後諸課題は動いていくに決まっているので、それは、そこでしっかりやりなさいということを行っている。そこは、議会は議会でチェックできると言っている文章である。基本的に公明党が言われた県の考え方で、濃い薄いの濃淡はあるが、「尊重」という言葉が引っ掛かる方もいると思うが、私は構わないと思う。とりあえずこれで一区切りではないか。それほどこだわらなくてもよいのではと個人的には思う。尊重したからいけない、個々に言いたいことがあると言い出せば、会議で一つにまとめていくということにはそくはないと思う。

後者に重きがあるという認識が得られているのであれば、これでよいと思う。もし、「尊重」がひっかかるのであれば、「妥当であると認識する」に変えるなど、「尊重」でも「妥当」でも大したことはないのではと思う。後者の部局横断的な組織をつくり、実行させるというのに重きがあるという文章なので、そんな整理でどうか。

大野委員：

最後に、「尊重」という言葉を使ってほしくないのは、例えば、6であるが三瀬谷ダムの魚道を作ってほしいという要望に対し、設置は困難であるという県の回答である。それを尊重するというのは、地元の宮川の生物の多様性を守っていかこうとする考え方の人に配慮すれば、「尊重」という言葉を「妥当」に置き換えるようにしてほしい。魚道をつくるのが生態系の全面回復という考え方の方もかなりいる。無理であるというのを尊重するというのはどうか。他の言葉に置き換えてもらえばと思う。

今井委員：

文章は各委員が言っていることでよいと思う。私が言いたかったのは、せっかくここまで協議してきたので、県の考え方に対し、議会ではどうだということである。「妥当」でも「尊重」でもよいと思うが、個々の課題に関しては部局横断的な組織でしっかり話し合い、実行していくことでよいと思う。せっかくプロジェクト会議で県の考え方をやってきたので、その姿勢を示したかった。

真弓委員：

議論が分かれるような言葉を入れる必要があるのかというのが私の気持ちである。原案

のように県に出してもらい、それを逐一論議し、これを尊重すべきなのか、妥当なのかとしてきたわけではない。県の考え方を出示してもらいながらも、その足りないことをこういう方向でしていかななくてはならないとやってきた。県の方向に基づいてやってきたわけではない。だからこそ、部局横断的に取り組んでいかななくてはならないと提言できる。意見の分かれる言葉をわざわざ、妥当だとか、適当だとか言葉を変える必要もない。はずしても意味は通じる。ここで、わざわざもめながら入れ込む必要もないと思う。

西場委員：

尊重する部分の内容もあれば、まだまだ議論しなくてはならないこと、県や関係機関に求めていかななくてはならない課題もたくさんある。やはり、「尊重」、「妥当」以外の表現を慎重に検討してもらいたい。

その中で、6ページにも書かれている、南伊勢工業用水の問題だが、工業用水の記述を書いてほしいという県政みらいの要望にも絡むが、以前から言っているが、工業用水を廃止していくということは、まだこの検討会で全員一致して、まとまっていないと思っている。こういう記述をするのなら、そこまでの議論、決着をみなくてはならないと思っている。

工業用水を中止していくということは、三瀬谷ダムを譲渡していくことにつながっていくので、当然宮川プロジェクト会議の課題ともなるが、前回の会議でも議論があったが、長年懸案になってきた事業であり、県の基本計画、産業政策にも結びつくことである。中南勢地域の企業立地を今後どうしていくのか、産業政策を今後どうしていくのか、そういう議題でしっかりと議論をして、決着をしていくべき課題だと思う。関係する市町で協議し、一定の議決がなされたという、この議決の重みは我々もしっかり踏まえていかないといけないと思う。それにしても、これを議会として認めていくということであれば、少なくともこの場で議論を重ね、関係部局を呼び、詳細を聴き取らなくてはならない。事の内容から考えれば、全員協議会とか所管する常任委員会にこの議論をゆだねていかななくてはならないと思う。現状からして、工業用水計画はこのまま放置できない状態であると思うが、半世紀の中で、いろいろと絡まった問題が多くある。

先だっても協議会に参加した町長に話を聞いたら、県の企業庁、政策部の説明に異議続出であった。ところが、県側は何も答えず、黙ってこれをお願いしますということで頭を下げているだけ。これ以上何を言っても仕方がないという感じで議決されたい。こういうことを聞くと、我々としてもこの問題がこういう決着でいいのか、今後どうなるのか、しっかりと県の状況報告を聞いて議論をしなくてはならない。その結果、議会としてこれでやむなしという結論で納得してから進めていかないといけない。

やめるとなると代替水源の問題が非常に重要であるが、代替え措置としての工業用水化は、3万何千トンの企業が一齐に立地した場合にできる代替水源、工業用水事業化であり、現実的にはありえない。流域に一気に企業立地の話ができあがり、蓮ダムの水を使い、工業用水事業が一気に始まり3年後にできあがるということは現実的にはありえない。一つ

一つの対応をどうしていくのか、ということについては、各市町にある水道水量の余り水を、いわゆる工場用水として使っていくというのが現実論である。現実論が具体的にどんなに対応可能なのか、どれだけ余り水があるのか。そういうことを我々は、きちんと説明を受けていない。そういうことも市町長との議論の中でもしっかりとされていないということも聞くので、やはり、これを宮川プロジェクト会議として結論を出すのであるなら、十分な議論段階を踏まえてやるべきである。

むしろこの問題は、半世紀続いた県の産業政策に係ることであるので全員協議会とか所管の委員会にゆだねて結論を出していくべきであると思う。今の段階で南伊勢工業用水を廃止するということでこのプロジェクト会議として方向性を一本にまとめ、それを良としていくのには無理がある。県の考え方、6ページ、7ページを「尊重する」というのは、少し、表現を考えてもらいたいし、その次にある工業用水の市町の議決を議会として尊重するというのは今の段階では難しいと思う。

森本委員：

西場委員の言われることは原案でもダメなのか。

工業用水については6ページに「南伊勢工業用水事業を廃止し、三瀬谷ダムを100%発電のダムとした上で譲渡する」と書いてあるが。

西場委員：

これは、この時点の県の考え方である。

その時に我々が県に回答を求めたら、県はこのような考え方を出してきたという資料がある。

森本委員：

原案は工業用水を譲渡するということを認めているということだ。

その上で、2日間も工業用水事業の議論した結果は重いので、特筆すべきということで挙げた。

始めに戻ると、県の考え方について「尊重」がいけないのなら、「妥当」であるとか、「基本的には理解するが」という表現でよいのではないか。

例えば、粟生頭首工直下3m³/sの水を確保するために、宮川ダムから年間1千万トンの水を上限として流用するというのも、協議の中で県が新たな方向を出してきたので、「県の考え方を基本的に理解する」と書いても問題はないと思う。

西場委員の言われるように、委員会に差し戻すことになったら、宮川プロジェクト会議は何だったのかということになる。宮川プロジェクト会議でもって全員協議会で説明し、座長、副座長の名において、議長なり知事へ提言する重みからして、他の委員会に差し戻すのはどうかと思う。

特筆すべきでないということであれば、読めないことはないので、(県政みらいの修正案を) 取り下げるのはやぶさかではないが、2日間議論し、議題として上げたものがここに出て来ないのはいかがでしょうかと思うので、このような提言をした。

先ほどの西場委員の発言だが、協議会で首長が集まって議論して、結論を出したものをそこまで疑わなくてもよいのではないかと思う。

私のところの会派で出した「今後、企業誘致による工業用水の需要が発生した場合は、同協議会及び受水企業の意向を踏まえた上で、最適な給水方法を検討し、適切に対応すること。」という文章は、西場委員の南伊勢に工業を持ってこようとする思いに対して、県として部局横断的な組織をもって対応しなければいけないということで、配慮したつもりである。

中村座長：

「尊重する」という言葉は別にして、議決がなされたことについて尊重するということなので、その後の部分が未来の地域の工業開発なり、企業誘致に続いていくような文になっていると、事前に文章をいただいた時に、正副座長として理解していた。

西場委員：

いろいろな思いがあるので、すべてを包括できる表現にしてもらいたい。

中村座長：

先ほど「理解する」という表現でという話があったが、問題は将来の部分である。

前回の会議で、担当部局を呼ぶのではなく正副座長で工業用水の未来の部分、利用の仕方について意見を聞けということであったので、聞き取った内容を、時間的な制限があったので、浅い中身ではあったが、メモ的に皆さんにお示しした。

あの部分については、もっと追求するなり、それぞれの議会活動の中でお願いしたいが、表現について、代案があればお願いしたい。

西場委員：

工業用水を確保するために、当時、今の金額にすればおそらく1千億円くらいの国費、県費を使って三瀬谷ダムを建設していると思う。

それが、経済環境の変化なりがあって今日まで推移して、いよいよここまで来て、この事業を廃止する結論を出そうという段階に来ているので、しかるべき場所で、しかるべき人が、県民の代表である議会に経緯を説明すべきである。南伊勢工業用水事業の廃止は、かつての中南勢開発の最後の幕締めをする内容なので、全員協議会、所管の常任委員会での説明と審議があってしかるべきだと思う。

次に代替水源について、現実的に対応がどこまで可能かということについて説明を聞い

たうえで理解、納得をしたい。今の段階では、これを認めていくという段階ではないだろうと思う。

この内容をどうしても書くのであれば、そういうことを踏まえて表現をしておく必要がある。

森本委員：

会派に戻って相談するが、会派として取り下げるとしたら原案どおりでよいのか。自民党はどうか。

野田委員：

会派としては2段落目に関してはこれでよいというようにまとめた。

森本委員：

会派で取り下げる方向で相談する。工業用水を譲渡するのを肯定しているわけではないので。2日間も議論したので、突出した思いを書くのが議会としての常識であると思ったが、取り下げる方向で検討する。

中村座長：

前回の会議で工業用水については「サラッ」とした表現にしてはという話があったが。

森本委員：

それならば書かないといけない。

会派で議論して、会派としての意見を持って会議に臨んでいる。

譲歩すると、コンクリートしてその上に建物を建てるようなことで押し問答していたら、いつまでも解決しない。

宮川ダムの年間1千万トンに反対する理論があるが、大勢がそうであり、1千万トンを上限としての放流で $3\text{ m}^3/\text{s}$ を確保する時に、森林整備することによりもっと柔軟な対応できることが書いてあったので、よしとした。

西場委員：

書かなければ書かない方がよい。書くのであれば、「サラッ」と書いてもらったかどうかという意味で言った。必ずしも「サラッ」と書いてほしいという発言はしていない。

中村座長：

原案をまとめる時にその当たりも意識しながら作った。

森本委員：

まとめに来ているので、取り下げる方向で県政みらいも説得する。

中村座長：

２段落目の部分は、いかなる表現がよいか。全体としては「尊重する」という表現をゆるめたらどうかという声もあったが。

森本委員：

「理解するが」とか、「妥当」という表現でどうか。

西場委員：

「基本的には理解するが」という表現でどうか。

中村座長：

「基本的には理解するが、部局横断的な組織で、課題を検討する」という思いは同じである。

今井委員：

課題解決のための、宮川プロジェクト会議なので、課題が何かということについて県の考え方を聞いてきた。

原案であれば「譲渡後も継続されること、新たに部局横断的な組織を作って確実に実行されていくこと、譲渡後も部局横断的な組織がやっていくこと」ということになるが、今まで１１回も様々な問題に対して県の考え方を聞いてきたので、宮川プロジェクト会議としての考え方を基本的には示すべきである。

中村座長：

おおむね「基本的な考え方は理解するが、将来に向けて、課題の解決に向けて部局横断的な組織を作ってしっかり議論、解決してもらわないといけない」という提言であると思う。

表現としては「基本的には理解するが」というところまで来たが。

(「基本的には理解するが」でよいという意見が多数。)

中村座長：

事務局から確認してほしい。

事務局：

(報告書案 5 ページの文案を確認するために朗読)

県・企業庁がこれまで地域の安全や産業の発展のために担ってきた治水、利水、環境保全といった公益的な機能や、事業者である企業庁の実施してきた農業用水供給に対する支援の継続や森林の環境保全、魚道の運用、三浦湾漁場環境の保全などの地域に貢献する取組が、譲渡後も継続されることが必要である。とりわけ、流域住民の安全に深く関わる治水機能の確保について留意することが必要である。

このため、県・企業庁が第 7 回宮川プロジェクト会議で示した別紙「地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方」(P 6 ~ P 7) のうち、項目 2 「治水機能の確保」から項目 9 「三瀬谷ダム・宮川ダム関連施設」について、議会として県の考え方基本的には理解するが、上記 4 (1) で提言した部局横断的な組織において、譲渡先の企業、関係する市町、団体等と協議、調整を行い、着実に実行されるよう努めること。

また、同組織は民間譲渡後も宮川流域の地域づくりや産業振興も含めた幅広い視点から、地域に貢献する様々な取組を、流域関係者ととともに進める役割を担っていくこと。

中村座長：

各派の意向を持ってきてもらい、かなり引いてもらったり、それぞれ委員としての思いもあったりしたが、今事務局でまとめた最大公約数なものになるが、どうか。

野田委員：

1 段落目の「農業用水供給に対する支援取組の継続や森林の環境保全」のうち「取組の継続」を消し、「農業用水供給に対する支援や森林の環境保全」としたい。(「取組の継続」が後の部分と重複しているため)

大野委員：

1 段落目の「三浦湾漁場環境の保全などの地域に貢献する取組が、譲渡後も継続されることが必要である。とりわけ、流域住民の安全に深く関わる治水機能の確保について留意することが必要である。」の「必要である」という表現が重複するので、「三浦湾漁場環境の保全などの地域に貢献する取組が、譲渡後も継続されること、とりわけ、流域住民の安全に深く関わる治水機能の確保について留意することが必要である。」としたい。

中村座長：

他に意見がなければ、これをもって、宮川プロジェクト会議報告書を成案とする。

事務局的な表現については正副座長に一任願いたい。

今後は、全員協議会、代表者会議で議会としての合意形成を諮り、最終的に知事へ提言していきたい。

今回で宮川プロジェクト会議を終了する。
委員の皆様、長い間ありがとうございました。

以 上